

船員労働統計調査について

令和4年8月22日

国土交通省総合政策局

交通経済統計調査室

1 船員労働統計調査の概要

調査の目的等

我が国の船員の報酬、雇用等の実態を明らかにするとともに、船員行政の基礎資料を得ることを目的とする。

調査の概要

調査範囲

- 第1号調査：総トン数20トン以上の船舶のうち、漁船及び特殊船以外の船舶 → 標本調査
 第2号調査：総トン数20トン以上の船舶のうち、漁船 → 全数調査
 第3号調査：総トン数20トン以上の船舶のうち、特殊船（引船、はしけ及び官公署船をいう。） → 全数調査

- (注) 1 本調査は、調査対象となる船舶に乗り組む船員の状況等を、当該船舶を所有する者から報告を求めている。
 2 日本船籍の船舶のみを対象にしており、外国船籍（パナマ、リベリア船籍等）の船舶は対象外である。

報告者数

- 第1号調査：約400隻
 第2号調査：約1,000隻
 第3号調査：約530事業所

調査系統

国土交通省－地方運輸局等－
 運輸支局・海事事務所－報告者
 （郵送、オンライン又はFAX）

調査事項

- 第1号調査：報告者に関する事項、船舶に関する事項（総トン数、稼働日数、用途等）、船員に関する事項（職種ごとの船員数、年齢、性別、外国人か否か、経験年数、年間総労働時間、年間取得休日数、月間総労働時間、報酬等）
 第2号調査：報告者に関する事項、漁船に関する事項、従業状態、船ごとの報酬額に関する事項、船員に関する事項（人員、女性・外国人船員の内数、船員ごとの給与または最低保障額等）
 第3号調査：報告者に関する事項、特殊船に関する事項、船員に関する事項（職種別人数、稼働日数、報酬等）

調査期間

- 第1号調査・第3号調査：
 毎年6月～8月
 第2号調査：
 毎年12月～翌年2月

公表期日

- 第1号調査・第3号調査：
 毎年12月
 第2号調査：
 毎年6月

統計委員会 諮問第146号の答申（令和3年3月12日付統計委第3号）

(1) 指定船舶（第1号調査）の定期的なしっ皆調査の実施の検討

指定船舶（第1号調査）については、おおむね5年ごとに、最新の母集団情報を把握するためのしっ皆による一般統計調査（以下「母集団調査」という。）を実施しているが、本統計の利活用の可能性を広げるとともに、陸上労働者の統計との比較可能性を向上させる観点から、この母集団調査を基幹統計調査として本調査に取り込み、本調査を5年ごとにしっ皆により実施することについて、遅くとも、令和5年度又は6年度に予定される次回の母集団調査の企画時期までに検討し、結論を得ること。

また、検討に際しては、船員を取り巻く状況変化等を踏まえるとともに、後記（2）、（3）及び（4）の検討を併せて行うこと。

(2) 特殊船（第3号調査）における昨年1年間の特別に支払われた報酬の把握の検討

今回の変更により、指定船舶（第1号調査）については昨年1年間に特別に支払われた報酬を把握できることとなるが、特殊船（第3号調査）については調査年の6月分のみを調査することとなる。しかしながら、令和元年度に実施した船員労働統計予備調査において、指定船舶（第1号調査）については6月分のみでは正確性を欠くことが判明しており、特殊船（第3号調査）についても同様に正確性を欠く可能性が高いと考えられる。

このため、調査全体の統一性を図り、実態を正確に把握するとともに、利活用ニーズに資する観点から、特殊船（第3号調査）において昨年1年間の特別に支払われた報酬を把握できるようにすることについて、前記（1）の検討と併せて検討し、結論を得ること。

(3) 指定船舶（第1号調査）における昨年1年間の定期払いを要する報酬の把握及び陸上労働者の統計との比較が可能となるような調査・集計事項の追加の検討

船員については、陸上労働者と比較して長期間の勤務期間・休暇期間を取るなど特殊な勤務体系を取っている者が多く、乗船月と休暇月での報酬に差が生じている可能性があるため、調査年の6月分の定期払いを要する報酬のみから正確な年間収入を推計するのは困難であると考えられるが、船員の年間収入を把握するニーズも存在している。また、現状においては、「賃金構造基本統計調査」等の陸上労働者の統計との比較可能性向上に係るニーズも存在している。

このため、指定船舶（第1号調査）において、昨年1年間の定期払いを要する報酬を把握すること及び「賃金構造基本統計調査」等の陸上労働者の統計との比較が可能となるような調査・集計事項（勤続年数等）を追加することについて、前記（1）の検討と併せて検討し、結論を得ること。

(4) 指定船舶（第1号調査）における予備船員の調査対象への追加の検討

指定船舶（第1号調査）において、現行計画上、予備船員（注3）については調査対象となっていないが、国民経済計算の推計精度の向上や船員労働統計の体系的整備の観点から、予備船員についても調査対象とすることを検討する必要があると考えられる。

（注3） 船員法（昭和22年法律第100号）の適用を受ける船舶に乗り組むため雇用されている者で船内で使用されていないもの。乗船待機中及び陸上休暇中の者の船員の他、外国籍船舶に乗り組む船員が含まれる。

このため、予備船員を包括的に調査対象に追加することについて、前記（1）の検討と併せて検討し、結論を得ること。

(5) 業務報告等を活用した報告者負担の軽減

今回変更する調査項目以外の調査項目について、業務報告等の行政記録情報を活用した削減等の余地はないか、報告者負担軽減の観点から、引き続き必要な検討を行うこと。

3 答申における今後の検討状況、スケジュール

今後の検討状況

- ・特殊船（第3号調査）については、調査対象者等に対し、調査項目追加等に伴う実施可能性やデータニーズ等に係るアンケート・ヒアリングを実施し、昨年1年間の特別に支払われた報酬を把握するための検討等を行い、令和5年度中に結論を得る。（課題（2））
- ・指定船舶（第1号調査）については、調査対象者等に対し、昨年1年間の定期払いを要する報酬の把握等や予備船員の調査対象への追加に係る実施可能性等に係るアンケート・ヒアリングを実施し、令和6年度実施予定の指定船舶（第1号調査）の母集団調査の企画時期までに結論を得る。（課題（3）、（4））
- ・行政記録情報の活用可能性については、省内関係部局及び関係団体等に対しヒアリング等を実施し、報告者負担軽減策について検討を行い、令和5年度中に結論を得る。（課題（5））
- ・なお、指定船舶（第1号調査）の調査方法等の見直し検討のための試験的調査も含めた母集団調査を実施し、集計結果の分析・検討を行った上で指定船舶（第1号調査）の定期的なしっ皆調査化及び基幹統計調査への取り込みについて、最終的な結論を得る。（課題（1））

今後のスケジュール

- | | |
|-------|---|
| 令和4年度 | ・母集団調査（一般統計調査）に係る検討業務の実施
→調査対象者、省内関係部局等に対するアンケート・ヒアリングの実施・集計・分析 |
| 令和5年度 | ・母集団調査（一般統計調査）調査設計等の実施
・母集団調査（一般統計調査）承認申請 |
| 令和6年度 | ・現行基幹統計調査と併せて母集団調査（一般統計調査）の実施（6月）及び集計・公表
→調査方法等の見直し検討のための試験的調査も含めた指定船舶調査（第1号調査）の母集団調査
・母集団調査集計結果の分析・検討
・標本設計等の実施 |
| 令和7年度 | ・集計結果の分析等を踏まえたしっ皆調査の検討及び基幹統計調査化の検討 |